

お客様各位

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和 2 年 3 月 1 5 日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申し出期間内に申出をお願いいたします。

記

《払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号》

マルネン株式会社

《払戻しの対象となる前払式支払手段の種類》

カーテクノ四万十店（高知県四万十市具同 2209-1）発行のポイント付メンバーカード

《払戻しの申出期間》

令和 2 年 3 月 1 6 日（月曜日）開店時から令和 2 年 6 月 1 5 日（月曜日）閉店時まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

（申出の方法）

手段の保有者はポイント付メンバーカード持参の上、店舗スタッフへお申し出下さい。

（払戻しの方法）

店舗にて現金で返金させていただきます。

《払戻しに関する問い合わせ先》

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 2 番地

マルネン株式会社 管理業務部

TEL 03-5281-0371

マルネン株式会社

令和 2 年 3 月 1 6 日

以上